

**COP18 における市場メカニズム
(CDM 等京都メカニズム、二国間オフセット・クレジット制度) 関連の決定について**

2012 年 12 月 11 日

公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES)

市場メカニズムグループ

11 月 26 日から 12 月 8 日まで、カタール・ドーハにおいて、国連気候変動枠組条約第 18 回締約国会議 (COP18)、京都議定書第 8 回締約国会合 (CMP8) 等が開催され、京都議定書におけるクリーン開発メカニズム (CDM)、共同実施 (JI) 及び国際排出量取引 (IET)、また二国間オフセット・クレジット制度 (JCM/BOCM) に関して以下のような決定がありました。そこで、日本政府代表団「概要と評価」から関係部分の抜粋に加えて、関連する COP18 の決定文書を解説致します。

関連 URL のリンク

環境省ホームページ : COP18 概要と評価

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=21173&hou_id=16085

○日本政府代表団「概要と評価」より抜粋

【京都メカニズムについて】

- 第二約束期間設定のための京都議定書の改正については、同期間中の各国の排出抑制及び削減に関する約束が記載された附属書 B を含む改正案が成果文書として採択された。第二約束期間の長さを 8 年とし、2014 年までに各国の約束の野心の引き上げに関する検討の機会を設けること等が決定された。これにより、AWG-KP はその作業を完了し、終了することとなった。
- 第二約束期間に参加しないという我が国の立場は、改正された附属書 B に反映された。また、日本政府は、EU、豪州、スイス等とともに、第一約束期間から繰り越された余剰排出枠 (AAU) を購入しないことを宣言した。
- クリーン開発メカニズム (CDM) については、第二約束期間に参加しない国も CDM プロジェクトに参加して 2013 年以降の CDM クレジット (CER) を原始取得すること (クレジット発行後に自国の登録簿に転送すること) が可能であることが確認された。ただし、第二約束期間における共同実施 (同 6 条) や国際排出量取引 (議定書 17 条) に参加してクレジットの国際的な獲得・移転を行うことは、第二約束期間に参加する国のみに認められることとなった (なお、第一約束期間の調整期間中

(2013年から2015年後半以降まで)の我が国の国際排出量取引への参加は引き続き可能)。

【二国間オフセット・クレジット制度について】

また、日本が提案している二国間オフセット・クレジット制度(JCM/BOCM)を含む様々なアプローチについては、実施のための「枠組み」について作業計画を実行していくことが決定され、「枠組み」の機能や役割、国際的なクレジットの移動に関してダブルカウントを防止する方法等を検討していくこととなった。また、カンクン合意に基づき先進国が今後2年おきに提出する隔年報告書に関して、JCM/BOCMなど市場メカニズムの活用に関する報告事項を含む共通報告様式について合意された。

○上記に関連するCOP18決定の条文と解説¹

1. 京都議定書第二約束期間におけるCDM、JI、国際排出量取引等京都メカニズムへの参加について (FCCC/KP/CMP/2012/L.9)

■パラグラフ 13 前半部分 “Clarifies also that for the purposes of the second commitment period, from 1 January 2013 onwards, a Party included in Annex I may continue to participate in ongoing project activities under Article 12 and in any project activities to be registered after 31 December 2012.”

2013年1月1日以降、日本等の先進国(UNFCCC附属書I国)は、現在実施されているCDMプロジェクト及び2013年1月1日以降に登録されるCDMプロジェクトに参加できる。

【解説】2013年1月から京都議定書第二約束期間に入っても、日本の民間企業は引き続きこれまでと同様にCDMプロジェクトに事業者として参加できる。また、既に実施されているCDMプロジェクトにも引き続き事業者として参加できる。つまり、CDMプロジェクトへの参加そのものについては第二約束期間になってもこれまで同様に変わらない。また、CDMプロジェクト参加者は、第一約束期間・第二約束期間にかかわらず、当該CDMプロジェクトから創出されるCERクレジット(以下、CERという)を2013年以降も日本の国別登録簿内の保有口座へ原始取得することができる。

■パラグラフ 13 後半部分 “but only a Party with a quantified emission limitation and reduction commitment inscribed in the third column of Annex B as contained in annex I to this decision shall be eligible to transfer and acquire certified emission reductions (CERs) in accordance with decision 3/CMP.1 and with paragraph

¹ 本解説はIGES独自のものであり、日本政府の見解ではない。

15 below;”

ただし、第二約束期間に有効な CER の移転 (transfer) と取得 (acquire) については、京都議定書第二約束期間の数値目標を提示している締約国のみが可能である。

【解説】日本は京都議定書第二約束期間の数値目標を提示していないため、日本の国別登録簿内に保有口座を持つ民間企業は、京都議定書第二約束期間に有効な CER を他国から取得したり、他国へ移転することができなくなる。但し、これは第二約束期間に有効な CER に限った規定であり、現在広く流通している第一約束期間に有効な CER については、これから 2015 年中ごろの追加期間終了までは、これまで同様に引き続き他国からの取得、他国への移転を自由に行うことができる。つまり、追加期間終了までは、第一約束期間に有効な CER の取引には今回の COP18 決定による制限はかからない。また、繰り返しになるが、CDM プロジェクトに参加する事業者だけは、この COP18 決定にかかわらず、当該 CDM プロジェクトから創出された第二約束期間に有効な CER を日本の国別登録簿内の保有口座に原始取得することはできる。

なお、原始取得された第二約束期間に有効な CER を、日本のような京都議定書第二約束期間の数値目標を提示していない国が UNFCCC の下での目標 (カンクン合意など) にどう活用できるかは現段階では明らかではない。しかし、カーボンオフセット等国内に限定した活用は可能であるほか、日本の国別登録簿内の取消口座へ移転することによって、下記の「条約の下での市場メカニズムに関する共通報告様式」に CER 活用量として記述し、日本の削減量の一部として算入を主張することも可能であると考えられるが、この主張に国際的な合意を得られるかどうかは現段階では不明である。

■パラグラフ 15. “Decides, with respect to joint implementation under Article 6 and emissions trading under Article 17 of the Kyoto Protocol, that:

(a) As of 1 January 2013, only a Party with a commitment inscribed in the third column of Annex B as contained in annex I to this decision whose eligibility has been established in accordance with the provisions of paragraph 3 of the annex to decision 11/CMP.1 in the first commitment period, shall be eligible to transfer and acquire CERs and assigned amount units (AAUs), emission reduction units (ERUs) and removal units (RMUs) valid for the second commitment period under Article 17 of the Kyoto Protocol, subject to the provisions of paragraph 3(b) of the annex to decision 11/CMP.1;”

2013 年 1 月 1 日時点で京都議定書第二約束期間の数値目標を提示している国で、かつ第一約束期間において京都メカニズム参加資格を満たす国だけが、第二約束期間に有効な CER、AAU、ERU、RMU 等の京都ユニットの移転と取得を京都議定書第 17 条に規定さ

れた国際排出量取引を通じて行うことが可能である。

【解説】日本は京都議定書第二約束期間の数値目標を提示していないため、日本の国別登録簿に保有口座を持つ民間企業は、第二約束期間に有効な CER、AAU、ERU、RMU 等の京都ユニットの移転と取得を行うことはできなくなる。但し（上述したように）これは第二約束期間に有効な京都ユニットに限定しての規定であり、現在広く流通している第一約束期間に有効な京都ユニットについては、これから 2015 年中ごろの追加期間終了までは、これまで同様に引き続き他国からの取得、他国への移転を自由に行うことができる。つまり、追加期間終了までは、第一約束期間に有効な京都ユニットの取引には今回の COP18 決定による制限はかからない。

なおこの規定に関連して、上記の日本政府代表団「概要と評価」には「日本政府は、EU、豪州、スイス等とともに、第一約束期間から繰り越された余剰排出枠（AAU）を購入しないことを宣言した」とあるが、第一約束期間から繰り越された AAU は第二約束期間に有効な AAU となるため、仮に日本政府に購入する意思があったとしてもルール上「購入することができない」ことに注意が必要である。

■パラグラフ 23 “Decides that each Party included in Annex I with a commitment inscribed in the third column of Annex B as contained in annex I to this decision shall establish a previous period surplus reserve in its national registry;”
パラグラフ 24. “Decides also that where the emissions of a Party referred to in paragraph 23 above in a commitment period are less than its assigned amount under Article 3, the difference shall, on request of that Party, be carried over to the subsequent commitment period,”

京都議定書の第二約束期間の数値目標を提示している国は、前期余剰保留口座をその国の国別登録簿に設置しなければならない。京都議定書の第二約束期間の数値目標を提示している国で、実際の排出量がその国の割当量より少なかった場合は、その差分を第一約束期間から第二約束期間に繰り越すことができる。

【解説】日本は京都議定書第二約束期間の数値目標を提示していないため、前期余剰保留口座を国別登録簿内に設置することはない。このため、第一約束期間の追加期間終了後に、日本の国別登録簿内に償却また取消されることなく保有されている第一約束期間に有効な京都ユニットは、第二約束期間に繰り越すことはできない。繰り越されない京都ユニットは失効することになるため注意が必要である。

2. 二国間オフセット・クレジット制度を含む様々なアプローチを実施する「枠組み」についての作業計画（FCCC/AWGLCA/2012/L.4 以下のパラ 47～52 が該当）

■パラグラフ 47. “Requests the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice to conduct a work programme to elaborate a framework for such approaches, (中略) with a view to recommending a draft decision to the Conference of the Parties for adoption at its nineteenth session;”

COP19 での合意に向けて、様々なアプローチの枠組みを具体化するための作業計画を実行していくことを SBSTA（技術的な事項に関する補助機関会合）に要請した。

【解説】 昨年の COP17 決定と類似しており、今後も検討を継続するという内容。昨年の「枠組みを検討する」から「枠組みを具体化する」に一步前に進んだ内容となっている。

■パラグラフ 48. “Considers that any such framework will be developed under the authority and guidance of the Conference of the Parties;”

いかなるそのような枠組みも COP のガイダンスと権限の下で開発されるよう検討する。

【解説】 様々なアプローチについても、COP の下でのガイダンスと権限の下でその枠組みが開発されることを示唆している。これは制度のガバナンスのあり方とも直結するため、今後はこの「COP の下でのガイダンスと権限」の強度をどのレベルとするかが議論となるだろう。

■パラグラフ 49. “Decides that the work programme referred to in paragraph 47 above shall address the following elements, inter alia:

- (a) The purposes of the framework;
- (b) The scope of approaches to be included under the framework;
- (c) Procedures to ensure the environmental integrity of approaches in accordance with decision 2/CP.17, paragraph 79;
- (d) Technical specifications to avoid double counting through the accurate and consistent recording and tracking of mitigation outcomes;
- (e) The institutional arrangements for the framework;”

様々なアプローチの枠組みを具体化するための作業計画は、特に、枠組みの目的、枠組みの下でのアプローチの対象範囲、環境十全性を確保するための手続き、削減量の正確かつ整合性のある記録とトラッキングによるダブルカウントの回避の技術的仕様、枠組みの制度形成といった要素を対象とする。

【解説】 様々なアプローチを制度として具体化するための諸要素が同定され合意された。概ね日本政府が BOCM の制度設計において検討している要素と合致しており、その観点

からは前進と言える。

3. 条約の下での市場メカニズムに関する共通報告様式

(FCCC/CP/2012/L.12 のパラ 1、Annex の Table 2(e) I&II 及び 4(b) が該当)

■パラグラフ 1. “Adopts the common tabular format for the UNFCCC biennial reporting guidelines for developed country Parties (hereinafter referred to as the reporting guidelines), as contained in the annex to this decision,”

UNFCCC に提出する先進国の隔年報告書は、この決定に付録の共通フォーマットを採用する。

【解説】カンクン合意の下で、先進国は今後 2 年毎に排出量や対策進捗状況等をまとめて隔年報告書を提出しなければならないことになっているが、その報告のための共通フォーマットが合意された。その共通フォーマットの中の Table 2(e) I&II 及び 4(b) に、既存の京都ユニットと併記する形で「他のメカニズム (Other mechanism units under the Convention)」の活用量を記述する欄が設けられた。この該当欄にメカニズム活用量を記述することで、当該国の排出削減の一部として算入を主張することが可能となった。

(了)